スポーツイベント再開に向けての注意事項について

イベントの再開にあたりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、慎重にご判断頂きますようお願い申し上げます。

1. イベントについて

【イベント等の実施について】

- ・スポーツ庁が発行するガイドライン及び各種目団体上部組織等が提示しているガイドライン に従い段階的に実施してください。
- ・参加者はもちろんのこと、各団体役員(大会運営に携わる方や審判員等)、同伴者(参加者の保護者や観覧者)、会場における来場者(他の施設利用)や施設職員等への安全確保にご留意ください。

2. 施設の利用について

【施設の利用取消について】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う施設使用取消につきましては、引き続き8月31日まで使用料が全額還付されます。(還付申請手続きは必要です。)※6月11日現在
- ・イベントが中止になった際は、お手数をお掛けいたしますが早めの取消申請をお願いいたします。

【施設からの条件提示について】

・イベントを実施する際は、<u>利用する施設管理者と必ず事前に打ち合わせを行って頂きます</u>よ うお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策については、施設の構造及び特性や利用種目等々より対応が異なることから、お手数をお掛けいたしますがイベントを計画する前に必ず施設にご連絡いただき、施設からの条件(来場者への周知事項や利用制限について等)をご確認の上、実施の可否を判断して下さい。

(1) 屋外公共施設の利用について

【事業内容の変更について】

・大会等のイベントの自粛(中止)については、各施設へご連絡ください。

なお、事業内容を変更する場合は、当協会へご相談ください。本件については「新型コロナウイルス感染症の影響により大会開催ができなかったことに対する、やむを得ない代替処置」のみ該当するものです。また、施設利用申請者を変更することはできません。

変更ができる例)

8月○○日に小学生大会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の対策により、中止 とした中で、ガイドラインならびに施設からの条件提示をクリアした上で○○協会で主催する 「○○合同練習会」に変更したい。・・・等

【変更事業の上限について】

・S ネット利用者(一般利用団体)の申込も殺到しているため、各団体の事業内容の変更は、<u>原</u> <u>則1会場につき、1ヶ月あたり2日</u>とさせていただきます。上限を超えて利用を希望する場合は、 当協会までご相談ください。

(2)屋内公共施設の利用について

【事業内容の変更について】

※他事業と同様に指定管理者に事前に相談してください。

- 3. 市スポーツ協会後援名義使用(予定)事業について
 - ・市スポーツ協会共催等名義使用(予定)事業につきましても、万全の体制で実施していただき、 中止等の場合は市スポーツ協会事務局まで御連絡ください。また、参加者及び大会関係者等の 安全が確保できていないとみなされる事業につきましては、名義使用承認を取消す場合がありま すのでご了承ください。

以上